

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 18 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

今後の PCR 検査の需要拡大に対応するための検査体制確保について

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 14 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR 等検査が実施できる体制をとる」と示されているところです。

誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮し、必要な PCR 検査を実施していくためには、今後の PCR 検査の需要拡大に対応できる検査体制を確保することが必要です。

そこで、こうした PCR 検査の需要拡大に対応するための地域における検査体制の確保について、下記のとおりとりまとめました。

貴職におかれては、下記の内容を十分に御了知の上、管下の市区町村、医療機関をはじめとした関係者に周知をお願いいたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その 12）」（令和 2 年 5 月 15 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）においても、「無症状の患者であっても、医師が必要と判断し、実施した場合は算定できる。」旨が示されていることを申し添えます。

記

○ 症状や接触歴等から新型コロナウイルス感染症が疑われる場合や、患者への診療のために医師が必要と判断された場合に、PCR 検査を実施していくためには、地域の検査需要の拡大に対応した検査体制の確保が必要である。そのため、以下①及び②のような対応により地域全体で必要な検査体制を確保すること。

① 大学病院をはじめとする検査を行う医療機関や民間検査機関等と協力の上、検査に

必要な資機材の購入や検査を行う人材の確保等を行い、地域の検査体制の強化に努めること。その際、医療機関や民間検査機関等において、検査実施のための必要な検査機器の導入のための費用については、令和2年度補正予算である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が活用できる。

- ② ①において検査機器を整備した医療機関等も含め、検査実施可能な医療機関が他の医療機関（帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターを含む）からの検査依頼に応じるよう要請すること。

- なお、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号。令和2年5月13日最終改正。）を踏まえ、PCR検査の実施のため、適切な感染対策等がとられている医療機関との委託契約を適切に進めること。

以上